

2025 年 3 月 1 日

本社従業員代表
田中 耀 様

株式会社トゥエンティフォーセブン
総務・IR 部 執行役員/シニアマネージャー 石村 元希

派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

当事業所において現在派遣労働者を受け入れているところですが、派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第 40 条の 2 第 4 項により、下記のとおり意見を求めます。

記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社トゥエンティフォーセブン/本社 東京都品川区東品川 2-3-12

2. 延長しようとする派遣期間と理由

2025 年 6 月 1 日～2028 年 5 月 31 日

<理由>

- ・当該業務における派遣労働者の専門性・スキルが重要であり、継続的な就業が求められるため。
- ・直ちに適任の直接雇用者を確保することが困難であり、事業運営に支障をきたす可能性があるため。

3. 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

2022 年 6 月 1 日～2025 年 2 月 28 日までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者数の推移 (うち直接雇用転換)	無期雇用労働者の推移 ※期間末日時点
パーソナル事業本部	2022. 6. 1～2023. 5. 31	1 名 (0 名)	39 名
	2023. 6. 1～2024. 5. 31	0 名 (0 名)	35 名
	2024. 6. 1～2025. 2. 28	0 名 (0 名)	29 名
マーケティング本部	2022. 6. 1～2023. 5. 31	1 名 (0 名)	23 名
	2023. 6. 1～2024. 5. 31	0 名 (0 名)	29 名
	2024. 6. 1～2025. 2. 28	0 名 (0 名)	25 名
コーポレート本部	2022. 6. 1～2023. 5. 31	2 名 (0 名)	9 名
	2023. 6. 1～2024. 5. 31	2 名 (1 名)	10 名
	2024. 6. 1～2025. 2. 28	1 名 (0 名)	8 名

4. 回答期日

本通知に対する意見については、2025 年 3 月 31 日 (月) までに当職あて提出願います。なお、期限までに回答がない場合は、意見がないものとみなします。

以上

2025年3月31日

株式会社 トゥエンティフォーセブン
総務・IR部 執行役員/シニアマネージャー 石村 元希様

本社従業員代表
田中 耀

意 見 書

2025年3月1日付「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」
により求められた意見については、以下のとおりです。

- 派遣可能期間の延長については異議がありません。
- 派遣可能期間の延長については異議があります。

理由

以上